様式第３号（第６条関係）（表面）

パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証

| | |
|---|---|
| ふりがな | ふりがな |
| 氏　名 | 氏　名 |
| （通称） | （通称） |
| 生年月日 | 生年月日 |
| 住　所 | 住　所 |

小金井市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第４条の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされ、市がパートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書を受領したことを証します。

市は、多様な性を認め合い、人が人として尊重され、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指しています。

お二人が、互いを人生のパートナーとして自分らしく活躍されることを期待しています。

年　　月　　日

小金井市長

公印

（裏面）

◆受領証について

1　この受領証は、多様な性を認め合い、人が人として尊重され、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指し、小金井市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき発行したものです。

なお、本制度は、法律上の効果が生じるものではありません。

2　この受領証の記載事項を訂正したものは、無効とします。

3　次のいずれかに該当するときは、返還してください。

⑴　宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

⑵　宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。

⑶　宣誓者の一方が死亡したとき。

⑷　その他市長が必要と認めるとき。

◆この受領証の提示を受けた方へ

多様な性を認め合い、人が人として尊重され、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指し、小金井市パートナーシップ宣誓制度を設けています。

なお、受領証を提示したお二人の関係について、本人の同意なく口外することのないよう御注意ください。

1　「小金井市パートナーシップ宣誓制度」 とは

小金井市パートナーシップ宣誓制度とは、一方又は双方が性的少数者（多様な性自認又は性的指向を持つ者をいう。）の方が、人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は継続して共同生活を行うことを約したことを市長に対して宣誓し、市長がパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。

なお、本制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果が生じるものではありません。

2　受領証の交付要件

パートナーシップ宣誓の際、次の要件を満たす２人であることを確認しています。

⑴　パートナーシップにあること。

⑵　宣誓日当日において成人であること。

⑶　小金井市内に住所を有し、又は有することを予定していること。

⑷　双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者で同居しているものを含む。）がいないこと。

⑸　双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップにある者がいないこと。

⑹　近親者でないこと。

| 特記事項 |
| --- |
| |

※特記事項には、再交付をした場合の交付年月日を記載します。